

(重要事項別紙)利用料金及び居宅介護支援費について
居宅介護支援費(Ⅰ)

居宅介護支援費(Ⅰ)	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 1～39 件	要介護 1・2	1076 単位
		要介護 3・4・5	1398 単位
居宅介護支援費(Ⅱ)	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 40～59 件	要介護 1・2	539 単位
		要介護 3・4・5	698 単位
居宅介護支援費(Ⅲ)	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 60 件以上	要介護 1・2	323 単位
		要介護 3・4・5	418 単位

居宅介護支援費(Ⅱ)一定の情報通信機器(人工知能関連技術を活用したものを含む。)の活用又は、事務職員の配置を行っている事業者について

居宅介護支援費(Ⅰ)	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 1～44 件	要介護 1・2	1076 単位
		要介護 3・4・5	1398 単位
居宅介護支援費(Ⅱ)	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 45～59 件	要介護 1・2	522 単位
		要介護 3・4・5	677 単位
居宅介護支援費(Ⅲ)	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 60 件以上	要介護 1・2	313 単位
		要介護 3・4・5	406 単位

利用料金及び居宅介護支援費[減算]について

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中等（指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与）	1 月につき 200 単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合運営基準減算が 2 月以上継続している場合算定できない	基本単位数の 50%に減算

特定事業所加算について

算定要件		加算Ⅰ (505 単位)	加算Ⅱ (407 単位)	加算Ⅲ (309 単位)	加算 A (100 単位)
①	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること	2 名以上	1 名以上	1 名以上	1 名以上
②	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること	3 名以上	3 名以上	2 名以上	常勤 1 名以上 非常勤 1 名以上 (非常勤は他事業所との 兼務可)
③	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること	○	○	○	○
④	24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○連携でも可
⑤	算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 である者の占める割合が 100 分の 40 以上であること	○			
⑥	当該指定居宅支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること	○	○	○	○連携でも可
⑦	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
⑧	地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○
⑨	居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
⑩	指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員 1 人当たり 40 名未満(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は 45 名未満)であること	○	○	○	○
⑪	介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること(平成 28 年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用)	○	○	○	○連携でも可

⑫	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること	○	○	○	○連携でも可
⑬	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○

特定事業所医療介護連携加算について

特定事業所医療介護連携加算	(1) 前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数)の合計が 35 回以上 (2) 前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を 5 回以上算定 (3) 特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)算定していること	125 単位
---------------	---	--------

各加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位
入院時情報連携加算(Ⅰ)	病院又は診療所に入院してから 2 日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200 単位
入院時情報連携加算(Ⅱ)	病院又は診療所に入院してから 4 日以上 7 日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	100 単位
イ) 退院・退所加算(Ⅰ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450 単位
ロ) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600 単位
ハ) 退院・退所加算(Ⅱ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600 単位
ニ) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750 単位
ホ) 退院・退所加算(Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	900 単位
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合算定	400 単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位
通院時情報連携加算	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画書に記録した場合	50 単位

指定居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の説明を行いました。

事業者名 居宅介護支援事業所 わかくさ

所在地 横浜市金沢区泥亀二丁目 1 2 番 1 号

説明者

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から利用料金及び居宅介護支援費について説明を受け、同意しました。

【利用者】

住所 横浜市金沢区

氏 名

【代理人】

住所

氏 名